

「特定取引所金融商品市場（株式）の開設に伴う関連諸制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

2026年1月23日  
証券会員制法人 札幌証券取引所

札幌証券取引所（以下、本所）では、特定取引所金融商品市場（株式）（以下、本市場）の開設に伴う関連諸制度の整備について、その要綱を2025年12月19日に公表し、2026年1月18日までの間、広く意見の募集を行いました。ご意見をご提出いただいた皆様には、本件につきましての検討にご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する本所の考え方は以下をご覧ください。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1-1	<p>＜上場適格性要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>本市場について、「本則市場やアンビシャスなどの一般市場への上場を目指す成長意欲の高い企業に対し、市場関係者等からの支援を受けながら、成長を加速させることを可能ならしめる市場」としているが、将来の一般市場への上場意向が、本市場の上場適格性要件となるのか確認したい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本市場の位置付けについてはご理解のとおりですが、上場に際して一般市場への将来上場意向を明確に示すことまでは求めておらず、本市場の上場適格性要件とはしておりません。</li></ul>
1-2	<p>＜流動性プロバイダーを円滑に確保できる環境の整備＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>上場に際しては、貴所の会員証券会社を流動性プロバイダーとして指定することが必要である。</li><li>上場を目指す企業が円滑に流動性プロバイダーを確保できるよう、会員証券会社への意識づけや、会員となる際のコスト低減に向けた制度措置などの検討を進めてほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本所としても、上場を目指す企業が円滑に流動性プロバイダーを確保できる環境の整備は重要な取り組みと認識しております。</li><li>したがって、会員証券会社に対して、流動性プロバイダーの役割やその意義に係る周知を図り、積極的な就任を促すなどの取り組みを進めるとともに、将来に向けては、制度面での措置についても検討を進めてまいります。</li></ul>
1-3	<p>＜S-QS認定基準の緩和＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>東京証券取引所の「TOKYO PRO Market」では、J-QSの認定基準について、本市場と同様「認定の申請日から遡って5年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者」を認定対象としつつ、加えて「これと同等以上の経験を有している者」も認定対象としている。</li><li>本市場のS-QSについても同様の基準とすることを検討してほしい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>ご指摘を踏まえ、本市場においても、制度要綱上でお示ししたS-QS認定基準（「認定の申請日から遡って5年間においてコーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を通算して3年以上有している者」）を緩和し、「これと同等の経験を有している者」を認定対象として追加したうえで、その旨を規則類に明記します。</li></ul>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方						
1-4	<p>＜新規上場料優遇にあたっての資金調達の定義＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規上場料の優遇対象となる、「上場時に資金調達を行うとき」に該当する内容・方法などを明示してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を「上場時に資金調達を行うとき」に該当するものと想定しており、その旨は規則の施行にあわせて公表するガイドブックに記載します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">資金調達の方法</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">第三者割当増資 (私募増資)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">特定投資家に向けて新株を発行する (取引先、金融機関、VC からの出資を含む)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">株主割当増資 (私募増資)</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">既存株主に対し、持ち株比率に応じて有償で新株を割り当てる (取引先、金融機関、VC への新株割り当てを含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上場日の 6 か月前の応当日翌日から上場日までを「上場時」とします。</p> </div>	資金調達の方法	概 要	第三者割当増資 (私募増資)	特定投資家に向けて新株を発行する (取引先、金融機関、VC からの出資を含む)	株主割当増資 (私募増資)	既存株主に対し、持ち株比率に応じて有償で新株を割り当てる (取引先、金融機関、VC への新株割り当てを含む)
資金調達の方法	概 要							
第三者割当増資 (私募増資)	特定投資家に向けて新株を発行する (取引先、金融機関、VC からの出資を含む)							
株主割当増資 (私募増資)	既存株主に対し、持ち株比率に応じて有償で新株を割り当てる (取引先、金融機関、VC への新株割り当てを含む)							

提出者：1=法人

以上